

伊勢原市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づく一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減額若しくは免除又は徴収猶予（以下「減免等」という。）の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 平均月収額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる現在収入額をいう。
- (2) 最低生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める一般生活費認定基準表第1章、教育扶助基準及び住宅扶助基準の2級地の基準の例により算出した2級地最低生活費の額をいう。
- (3) 一部負担金所要見込額 法第42条第1項に規定する被保険者が負担する一部負担金の見込額で、当該被保険者の受診した保険医療機関が認定した額をいう。

(減免等の適用事由)

第3条 市長は、一部負担金の支払若しくは納付の義務を負う世帯主又はその世帯に属する被保険者（法第9条第6項に規定する被保険者資格証明書を交付されている被保険者を除く。）が次のいずれかに該当したことにより、生活が困窮し、一部負担金の納付が困難と認められるときは、当該世帯主又はその世帯に属する被保険者の一部負担金の減免等を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害（発生が故意によるものを除く。）により、死亡し、若しくは心身に障害を受け、又は所有する家屋、事務所等（以下「住宅等」という。）に30パーセント以上の重大な損害を受けたとき。
- (2) 公の扶助（生活保護法による生活扶助等をいう。）に準ずる扶助を受け、又はこれを受けるに相当するとき。
- (3) 失業、廃業、事業不振等により世帯の平均月収額が前年平均月収額と比較して3箇月にわたり30パーセント以上減少し、最低生活費の130パーセント以下となったとき。ただし、失業のうち、就業規則等に定められた定年退職及び自己都合による退職については適用しない。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(減額及び免除の割合等)

第4条 一部負担金の減額及び免除の割合は、前条に規定する者の属する世帯の平均月収額の最低生活費に対する割合及び減少率又は前条に規定する住宅等の受けた損害の程度に応じ次のとおりとする。

(1) 平均月収額が最低生活費の130パーセント以下の場合の減免及び免除の割合は次の表のとおりとする。

減少率	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上
最低生活費に対する平均月収額の割合			
120パーセント以下	60%	80%	100%
120パーセントを超え125パーセント以下	50%	70%	90%
125パーセントを超え130パーセント以下	40%	60%	80%

(2) 住宅等に30パーセント以上の損害を受けた場合の減免及び免除の割合は、次の

表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

損害の程度	減免割合
全壊・全焼等復旧不能の場合	100%
50パーセント以上	65%
30パーセント以上50パーセント未満	50%

- 2 前項に規定する減額及び免除の期間は、当該事由の発生した日から起算して3箇月以内とする。ただし、減額又は免除の事由の状態が継続しており、一部負担金の支払が引き続き困難であると認められるときは、更に3箇月以内の期間に限り、延長することができる。

(徴収猶予)

第5条 一部負担金の徴収猶予は、第3条各号のいずれかに該当する者で、徴収猶予の申請後、当該一部負担金を6箇月以内に納入できる見込みのあるものを対象とし、当該対象者の属する世帯の平均月収額が最低生活費の130パーセントを超えた場合又は最低生活費の120パーセントを乗じて得た額に一部負担金所要見込額を加えた額が平均月収額を超えた場合にこれを行うことができる。

- 2 前項の規定により徴収猶予を行う期間は、当該事由の発生した日から起算して6箇月以内とする。

(減免等の申請)

第6条 減免等を受けようとするときは、減免等対象者の属する世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、あらかじめ次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、前条の規定に基づく徴収猶予の措置を受ける場合で、急患、緊急その他やむを得ない特別の理由によりあらかじめ申請ができないときは、この限りでない。

- (1) 伊勢原市国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（第1号様式）
- (2) 収入・資産申告書（第2号様式）
- (3) 医療費見込額算出書（第3号様式）
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項に規定する申請をするときは、当該申請者に係る伊勢原市国民健康保険税に未納があってはならない。ただし、未納がある場合であっても、納付指導後、納付誓約を行い、自主的な納付が見込めると判断されたとき又は市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 3 既に支払われた一部負担金については、減免等の対象としない。

(審査及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、伊勢原市国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）承認・不承認決定通知書（第4号様式。以下「承認・不承認通知書」という。）により申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により内容を審査するために必要があると認めるときは、申請者に対して、文書その他の資料の提出若しくは提示をさせ、又は職員による質問をすることができる。

- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、承認すべきものと認めたときは、速やかに申請者に対し伊勢原市国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）証明書（第5号様式）を交付するものとする。

(取消し等)

第8条 市長は、減免等の決定を受けた申請者が次のいずれかに該当したときは、減免

等の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により減免等の決定を受けたとき。

(2) 申請者の資力その他の事情が変化したことにより、減免等を行う必要がなくなったとき。

- 2 市長は、前項に規定する減免等の決定の取消しを行ったときは、承認・不承認通知書により申請者及び関係医療機関に通知するものとする。この場合において、市長は申請者がその取消しの前日までの間に減免等により支払を免れた額を当該申請者から徴収するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月4日告示第21号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書			
被保険者証番号	1 5 -	資 格 区 分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 退職
療養の給付を受ける者の氏名		生 年 月 日	年 月 日
個 人 番 号		世帯主との続柄	
医療機関の名称 及び所在地	医療機関名		
	所在地		
傷病名及び 発病又は負傷 年 月 日	傷病名	発病又は負傷年月日 S . H 年 月 日	
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 徴収猶予		
減免等を受けようとする理由 (詳しく記入してください。)			
上記のとおり、関係書類を添えて申請します。			
年 月 日			
伊勢原市長 殿			
住 所			
申請者（世帯主） ㊟			
個人番号 <input type="text"/>			
電話番号			

収入・資産申告書

伊勢原市長 殿

住 所

申請者（世帯主）

電話番号

私の世帯の収入及び資産は、次のとおりです。

1 就労収入

氏 名	勤務先及び 仕事の内容	区 分	今月分の 見込額	当月前3箇月分の収入		
				月分	月分	月分
		収入額				
		必要経費①				
		勤務日数				
		収入額				
		必要経費②				
		勤務日数				
		収入額				
		必要経費③				
		勤務日数				
		収入額				
		必要経費④				
		勤務日数				
必要経費の 主な内容	①					
	②					
	③					
	④					

- (1) 給与、日雇、農業、営業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (2) 必要経費には、収入を得るために必要な交通費、原材料費、光熱水費等の経費の総額を記入してください。

2 年金等の収入

□年金（種類）	今月分の 見込額	当月前3箇月分の収入		
		月分	月分	月分
□雇用保険				
□その他（ ）	円	円	円	円

該当する□にレ点を付けてください。

(裏)

3 その他の収入（保険給付、不動産収入等）

収入の種類	今月分の 見込額	当月前3箇月分の収入		
		月分	月分	月分
<input type="checkbox"/> 生命保険等の給付金				
<input type="checkbox"/> 不動産収入				
<input type="checkbox"/> 仕送り等による収入				
<input type="checkbox"/> その他（ ）		円	円	円

該当する□にレ点を付けてください。

4 就労していない者（義務教育終了前の者を除く。）

氏名	理由

5 資産の保有状況

不 動 産	区 分	面 積	所 在 地			所 有 者
	産	土 地	m ²			
m ²						
m ²						
家 屋		m ²				
		m ²				
		m ²				
預 貯 金	現 金	円				
	預貯金	預貯金先	種別	口座番号	口座名義人	預貯金残高
			普・当			円
			普・当			円
			普・当			円
等	生命保険等	契 約 先		契約金額	保険料	
				円	円	
				円	円	
				円	円	

※ 偽りその他不正の行為により一部負担金の減免等を受けた場合は、減額又は免除によりその支払を免れた額を徴収します。

医療費見込額算出書

療養の給付を受けようとする被保険者の氏名			
傷病名及び症状			
初診年月日	年	月	日
療養見込期間	年	月	日から
	年	月	日まで
入院見込期間	年	月	日から
	年	月	日まで
医療費の見込額	月分	月分	月分
	円	円	円
上記のとおり、療養が必要なことを認めます。			
年 月 日			
保険医療機関		所在地	
		名称	
			印

第5号様式（第7条関係）

伊勢原市国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）証明書			
被保険者証番号	15-	資格区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 退職	
療養の給付を受ける者の氏名		生年月日	年 月 日
(世帯主との続柄)	()		
医療機関の名称及び所在地	医療機関名		
	所在地		
傷病名及び発病又は負傷年月日	傷病名	発病又は負傷年月日	
		年 月 日	
減額・免除割合及び期間	<input type="checkbox"/> 減額 (パーセント)	年 月 日 から	
	<input type="checkbox"/> 免除	年 月 日 まで	
徴収猶予期間	年 月 日から		年 月 日まで
上記のとおり証明します。			
年 月 日			
伊勢原市長			印

注意事項

(1) 被保険者の方へ

ア 医療機関に受診する時には、伊勢原市国民健康保険証とこの証明書を窓口に提示してください。

イ 入院時の食事療養費の自己負担額は、減額、免除又は徴収猶予の対象にはなりません。

(2) 医療機関等へ

ア 減額の場合は、この証明書記載の割合に相当する額を一部負担金から差し引いた額を被保険者から徴収し、免除又は徴収猶予の場合は、一部負担金を徴収しないでください。

※ 減額後の一部負担金＝一部負担金－（一部負担金×減免割合）

イ 診療報酬請求書を提出するときは、請求明細書にこの証明書記載の減額割合、免除又は徴収猶予の別を記入し、この証明書の写しを添付してください。

伊勢原市国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）承認・不承認決定通知書

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました伊勢原市国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予の申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者証番号	15-	資格区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 退職	
療養の給付を受ける者の氏名 (世帯主との続柄)	()	生年月日	年 月 日
医療機関の名称及び所在地	医療機関名		
	所在地		
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 取消し		
減額・免除割合	<input type="checkbox"/> 減額（パーセント）		
	<input type="checkbox"/> 免除		
徴収猶予期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
不承認・取消しの理由等			

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記2の決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起をすることができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。